

尾張旭市監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した公の施設の指定管理者監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成29年6月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 孝 司

公の施設の指定管理者監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査の対象

平成27、28年度の株式会社日本保育サービス（茅ヶ池保育園指定管理者）に対する指定管理料に係る出納その他の事務及び当該団体に関する市の事務

3 監査の期間

平成29年4月30日から平成29年5月29日まで

4 監査の方法

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、協定等に基づき適切に行われているか等について実施した。また、監査にあたっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

5 監査の結果

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務については、適正に執行されていると認められた。

6 要望事項

指定管理者制度の効率的、効果的な運用に資するため、次のとおり要望する。

指定管理者から提出された監査資料の数値について、指定管理者から市所管課への説明が十分にされていない事例が見受けられたので、両者ともに日頃から連携と意思の疎通を図られたい。また、市所管課は、指定管理者の業務についてその内容を確認し、協定内容が適正に履行されていることの検証を毎年確実に実施されたい。

公の施設の指定管理者監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項に基づく監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査の対象

平成 27、28 年度の学校法人菊武学園（稲葉保育園指定管理者）に対する指定管理料に係る出納その他の事務及び当該団体に関する市の事務

3 監査の期間

平成 29 年 4 月 30 日から平成 29 年 5 月 29 日まで

4 監査の方法

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、協定等に基づき適切に行われているか等について実施した。また、監査にあたっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

5 監査の結果

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務については、適正に執行されていると認められた。